

食品安全委員会（第690回会合）議事概要

日 時:平成30年3月27日(火) 14:00~15:15
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか5名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 7名、一般 2名

議事概要

(1) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から説明。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

(2) 平成30年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬等）

→農林水産省から説明。

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・肥料 1案件
普通肥料の公定規格の設定について

→農林水産省から説明。

腐熟を行い堆肥として既に使用している食品残さを、腐熟を行わずに加熱乾燥及び搾油して普通肥料として利用するための規格の設定であり、現在ほ場において使用されている特殊肥料と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「テブフェンピラド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「フルトリアホール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ビール酵母抽出グルカン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「トコフェロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「トコフェロールについては、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トリフルミゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「トリフルミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.015 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「クロロタロニル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロベナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クロロタロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg 体重、クロロタロニルの代謝物である2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリルの一日摂取許容量（ADI）を0.0083 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.025 mg/kg 体重と設定する。」

「プロベナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg 体重と設定する。」

「メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「シペルメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.022 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.04 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（6）平成30年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件については、修正部分を含め、報告された案のとおり決定された。

（7）平成30年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から説明。

事務局において、平成30年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。